

平成 30 年 7 月 30 日

全国中小企業団体中央会会長 殿

平成 30 年 7 月豪雨に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成 30 年 7 月豪雨（以下「豪雨」という。）により、尊い人命が失われ、かつ、甚大な経済的被害をもたらされました。犠牲となられた方々に対し、心より哀悼の意を表させていただきます。

今般の豪雨により、事業活動及び雇用への影響が生じることが懸念されており、多数の方々が生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省として事業主の皆様の雇用維持の努力を一層強力に支援するために、雇用調整助成金や雇用保険の特例措置を講じるとともに、そうした内容を踏まえた各種支援のご案内に係るリーフレットを労働局等を通じて周知しているところです。

つきましては、下記の事項につきまして、周知啓発に向けた御協力をお願い申し上げます。

記

一 今般の豪雨により、今後の事業活動への影響が生じるおそれがあることから、雇用調整助成金の特例措置を実施し、支給要件の緩和及び助成内容の拡充を実施しているところです。また、激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置を適用し、災害で事業所が休業したことにより、労働者が休業し賃金を受けることができない場合にも基本手当を支給することといたしました。こうした特例措置を活用していただきながら、従業員の雇用維持に努めていただくよう、お願いいたします。また、新入社員についても、入社の後、休業せざるを得ない場合には雇用調整助成金を活用し、教育訓練の機会を設けるなど将来の戦力として雇用を維持していただくようお願いいたします。

二 職を失った被災者を対象とした求人を積極的に提出していただくなど、被災者の雇入れについて、特段の御配慮をお願いいたします。また、特に厳しい環境にある被災した新卒

者を対象とした求人の積極的な提出及び、採用選考上の取扱いに係る最大限柔軟な対応についても、特段のご配慮をお願いいたします。

三 豪雨により被害を受けた、有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々等の雇用の安定とその保護を図るための配慮につきまして、よろしくお願い申し上げます。

また、やむを得ず労働者派遣契約を継続しない場合であっても、労働者派遣法第 29 条の 2 の規定等に基づき、派遣労働者の新たな就業機会の確保や、休業手当等の支払に要する費用の負担等の措置を講じていただく必要がありますので、ご留意ください。

四 豪雨により被害を受けた、障害者の方等課題を抱える方の雇用の安定・確保に向け、特段の配慮をよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣
加藤勝信